

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

茨城県低所得の子育て世帯 生活応援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

低所得の子育て世帯の支援のため、
県独自の給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①又は②に該当する方

- ① 令和8年1月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■問い合わせ先：下妻市子育て支援課

住所：〒304-8501

下妻市本城町3丁目13番地

TEL：0296-45-8100

裏面へ

3. 給付金の支給手続き

■令和8年1月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

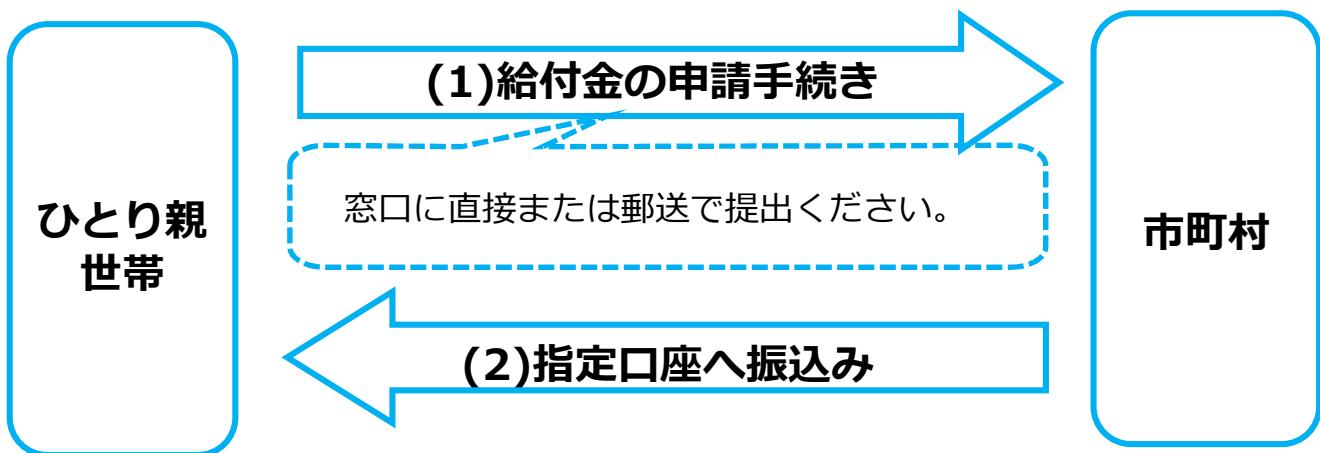
- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月以降に**、令和8年1月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」を子育て支援課に提出ください。
- ※ 児童扶養手当の受給口座を解約しているなど、給付金の振り込みに支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」を子育て支援課に提出ください。
→「受給拒否の届出書」、「支給口座登録等の届出書」の提出期限：2月27日(金)
→届出書は子育て支援課窓口または市ホームページからダウンロードください。

■上記以外の方（表面1の②に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請期間は、令和8年2月10日(火)～4月30日(木)です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課の窓口に直接、または郵送で提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。